資料７

今後の災害応急対策(防災拠点)検討体制について

１.「災害応急対策（防災拠点）検討部会」における検討

奈良県地域防災計画に関する重要事項について審議するための「奈良県地域防災計画検討委員会」に設置する部会として、①大規模災害に備えた広域的な防災体制のあり方に関すること、②防災拠点に係る災害応急対策に関すること、について議論。これを踏まえ、県では、「災害応急対策（防災拠点）基本構想」、「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画（案)」を策定・作成。

２. 今後の検討体制（案）

「災害応急対策（防災拠点）基本構想」、「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画（案)」等の「災害応急対策（防災拠点）検討部会」における検討成果を実務に移すため、広域防災拠点を運用する関係機関が参画する実務担当者会議を組成する。

（仮称）広域防災拠点運用関係機関連絡会議（案）

目的：広域防災拠点の具体的な運用にかかる事務詳細の調査、手順検討、機関間調整等を行う。

構成：消防、警察、自衛隊、ＤＭＡＴ、近隣府県、航空関係機関等
広域防災拠点を運用する関係機関

運営：〇災害応急対策（防災拠点）検討部会（第７回）における議論を踏まえ、関係機関に参画を依頼し、令和７年夏頃第１回打合せを開催

〇打合せにおける調査・検討・調整の結果を踏まえ、令和７年度中に「広域防災拠点の具体的な運用計画」を取りまとめ（予定）

〇必要に応じ、運用に係る学識経験者へ意見聴取を実施

〇活動成果については「災害応急対策（防災拠点）検討部会」へ共有

※上記（仮称）広域防災拠点運用関係機関連絡会議における意見交換の成果については、できるものから広域防災拠点に関係する訓練の内容に反映していく。

今後の検討体制図（案）

地域防災計画検討委員会

設置根拠：奈良県附属機関条例
所掌事務：奈良県地域防災計画に関する重要事項についての審議に関する事務

報告

災害応急対策(防災拠点)検討部会

設置根拠：奈良県地域防災計画検討委員会規則第６条
所掌事務：①大規模災害に備えた広域的な防災体制のあり方に関すること、
②防災拠点に係る災害応急対策に関すること

連絡会議の
検討状況を報告

県（事務局） 広域防災拠点を運用する関係機関が参画する実務担当者会議を組成

(仮称)広域防災拠点運用関係機関連絡会議

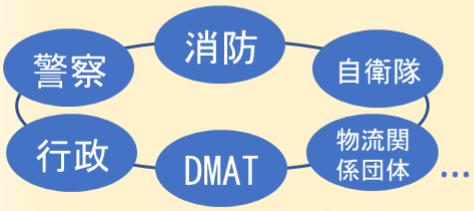

事務詳細の調査　手順検討　機関間調整　運用に係る学識経験者へ意見聴取

「広域防災拠点の具体的な運用計画」を作成